



平成26年7月22日

各 位

会 社 名 株式会社テーオー小笠原  
代表者名 代表取締役社長 小笠原 康 正  
(JASDAQコード・9812)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役副社長 太 田 修 治  
電話 0138-45-3911

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年8月21日開催予定の第60回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社が現在推し進めている「TAP」(テーオー・アドヴァンス・プラン)の一環として、サービス事業の拡充を目的に事業目的を追加するものであります。

並びに、当社が社外取締役として優秀な人材を迎えることができるよう、また、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条(取締役の責任免除)に第2項として社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

なお、本議案の提出につきましては各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款一部変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年8月21日(木)
定款変更の効力発生日	平成26年8月21日(木)

以上

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	改 定 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(21) &lt;条文省略&gt;</p> <p>(22) 介護保険法による指定居宅サービス・指定介護予防サービス事業および指定居宅介護支援事業</p> <p>(23)～(28) &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">(27)～(28) &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 取 締 役</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任賠償額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(21) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(22) 介護保険法による指定居宅サービス・指定介護予防サービス事業・<u>地域密着型サービス事業</u>および指定居宅介護支援事業</p> <p>(23)～(28) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(29) <u>スイミングスクール、フィットネスなどスポーツクラブの企画運営管理及び指導</u></p> <p>(30) <u>運動施設の運営および指導に関する、業務受託</u></p> <p>(31) <u>野外活動(サマーキャンプ、スキースクール等)の運営および指導</u></p> <p>(32)～(33) &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第5章 取 締 役</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任賠償額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 <u>当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額とする。</u></p>

以上